



2022年11月28日

各位

会社名 株式会社ネットマーケティング
代表者名 代表取締役社長兼 CEO
宮本 邦久
(コード番号：6175 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部 本部長 澤野 誠
電話番号 03-6894-0869

株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年10月19日付で公表いたしました「株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」(以下、「2022年10月19日付プレスリリース」といいます。)においてお知らせしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下、「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2022年11月28日から2022年12月15日まで整理銘柄に指定された後、2022年12月16日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所のスタンダード市場において取引することができませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の詳細は、2022年10月19日付けプレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、500,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
15,082,946株

④ 効力発生前における発行済株式総数
15,082,972株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、2022年11月25日現在の発行済株式総数(15,083,200株)から、当社が2022年10月19日開催の当社取締役会においてその消却を決議し、2022年12月19日付けで消却される予定の2022年10月13日現在当社が所有する自己株式の数(228株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
26株

⑥ 効力発生後における発行可能株式総数
104株

⑦ 1株未満に端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、ビーシーピーイー ブロンズ ケイマン エルピー(以下、「公開買付者」といいます。)、長野貴浩氏及び株式会社 Macbee Planet 以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。))第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社株式を非公開化することを目的とした本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が2022年8月12日から実施した当社株式及び当社の新株予約権に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である900円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2022年10月19日付けプレスリリースに記載のとおりです。また、当該変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、2022年12月20日に効力が発生する予定です。

- ① 本株式併合に係る議案が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は104株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合に係る議案が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式数は26株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）と定款第8条（単元未満株主権利制限）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2022年11月28日
整理銘柄指定日	2022年11月28日
当社株式の売買最終日	2022年12月15日（予定）
当社株式の上場廃止日	2022年12月16日（予定）
本株式併合の効力発生日	2022年12月20日（予定）

以上